

警 備 業 者 行 政 処 分 簿

被 処 分 者	認 定 の 番 号	和歌山県公安委員会 第65000280号
	氏 名 又 は 名 称	株式会社AEGIS
	代 表 者 の 氏 名	浦平 美博
	主たる営業所の所在地	和歌山市松江北一丁目 1 番34号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	1 株式会社AEGIS、和歌山市松江北一丁目 1 番34号 2 株式会社AEGIS大阪支店、大阪府泉南郡岬町深日1814－ 1
処 分 年 月 日		令和 7 年 8 月 28 日
処 分 内 容		営業停止命令 停止期間 令和 7 年 8 月 29 日から同年 9 月 27 日までの間 (30日間)
処分理由・根拠法令		(処分理由) 株式会社AEGISは、令和 7 年 7 月 15 日午後 5 時 53 分ころ、当 県公安委員会が道路における危険を防止するため、交通誘導 警備業務に係る合格証明書の交付を受けた警備員の配置が必要と認める和歌山市道新和歌浦中之島紀三井寺線上において、 交通誘導警備業務にかかる合格証明書の交付を受けていない 警備員 2 名を配置したため (根拠法令) 警備業法第18条、同法第49条第 1 項、警備員等の検定等に関する規則第 2 条
処分を行った公安委員会		和歌山県公安委員会

注 1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令又は指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注 2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する。